

## あなたも対象！国勢調査にご回答ください

### ▶ 私たちの暮らしのために…

令和2年国勢調査は、少子高齢化社会における日本の未来を描く上で欠くことのできないデータを得るために実施するものです。

調査結果は、さまざまな法令にその利用が定められているほか、社会福祉、雇用政策、生活環境の整備、防災対策など私たちの暮らしのために役立てられます。国勢調査は、令和2年10月1日現在、日本に住んでいるすべての人および世帯が対象です。

### ▶ 国勢調査の回答方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、調査書類の配布や受け取りを可能な限り世帯のみなさんと調査員が対面しない非接触の方法で行います。そのため、調査の回答はできる限りインターネットを利用して回答するようにお願いします。

9月中旬に調査員が世帯に調査票とインターネット回答用のIDとアクセスキーと一緒に配布します。なお、紙の調査票に記載して専用の返信用封筒を使っての郵送提出も可能です。どちらかの方法を選んで回答してください。

### インターネット回答期間

9月14日(月)～10月7日(水)

### 調査票による回答期間

10月1日(木)～10月7日(水)

※インターネット回答、郵送による回答をした場合は、調査員の訪問による回収はありません。

### ▶ 個人情報保護されるのでご安心ください！

調査員をはじめとする国勢調査に従事する者には、統計法によって個人情報を保護するための厳格な守秘義務が課せられています。また、調査員はその身分を証明する「国勢調査員証(写真付き)」を携帯しています。

### ▶ 国勢調査に関する問合せ

国勢調査コールセンター ☎0570-07-2020

※IP電話の場合 ☎03-6636-9607

受付時間 午前8時～午後9時

設置期間 10月31日(土)まで

国勢調査ホームページURL

<https://www.kokusei2020.go.jp/>



### インターネットでの回答方法



#### ① 回答サイトにアクセスする

自宅に調査書類が届いたら、右記QRコードまたは下記URLより回答サイトにアクセスします。

URL <https://www.e-kokusei.go.jp/html/portal/ja/top.html>



スマートフォンで回答する場合はこちらからアクセスすると便利です



#### ② ログインする

調査書類の中の「インターネット回答利用ガイド」に記載されている「ログインID(8桁)」と「アクセスキー(4桁)」でログインします。



#### ③ 回答をする

画面の案内に沿って、国勢調査に回答します。最後にパスワードを設定し、送信します。

## 中央市独自の持続化給付金で市内事業者を応援します！

中央市では、国の持続化給付金の対象外となっている事業者を対象に、事業の継続を支え、再起の糧としてもらうための中央市単独持続化給付金を支給します。

農業、製造業、飲食業、小売業など幅広い業種の法人・個人事業者が対象となります。

**給付額** 20万円

**対象(次の要件をすべて満たす事業者)**

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月から6月の間の1か月の売上げが前年同月比で30%以上50%未満減少している事業者
- ・2019年以前から事業による収入(売上げ)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者

**法人は以下の要件も満たすこと**

- ①資本金の額または出資の総額が10億円未満

②①の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下

※2019年に創業した事業者には特例があります。

※詳細はお問い合わせください。

**申請方法** 産業課備え付けまたは市ホームページから申請書をダウンロードし、添付書類を添えて持参または郵送で申し込み

**郵送先** ☎409-3892 中央市臼井阿原301-1  
中央市役所 産業課

**申請期間**

9月1日(火)～  
10月30日(金)



## 募集

→問合せ 政策秘書課 ☎274-8512

## 中央市ホームページに広告を掲載してみませんか

中央市公式ホームページおよび子育てサイトでは、事業所のバナー広告を募集しています。多くの方がアクセスする市のホームページを活用して、会社やお店のPRをしてみませんか。

**年間アクセス数** 約40万7,200件(令和元年度)

**掲載料** 1枠あたり月額5,000円

※1枠の掲載料で中央市ホームページと子育てサイトの両方に掲載することができます。

**申込方法** 掲載希望月1か月前までにバナー広告の画像と申請書を下記の方法で提出

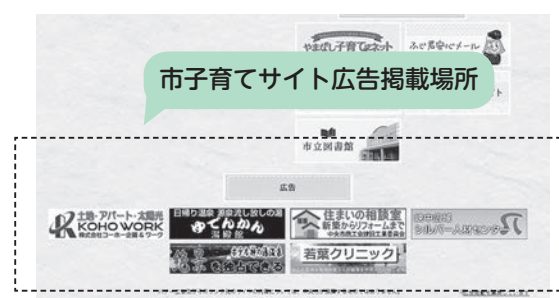
①政策秘書課の窓口で申し込み

②メールで申し込み

☑kouchou@city.chuo.yamanashi.jp

**注意事項**

- ・バナー広告はホームページなどがある事業所に限ります。
- ・詳細はお問い合わせください。



## 知っていますか？屋外広告物のルール

### ▶屋外広告物とは

屋外広告物は、私たちの生活に必要な情報を伝えるとともに、まちに賑わいをもたらします。しかし、無秩序に数多く表示されると良好な景観を損ない、適正な維持管理が行われないと落下や倒壊による事故や道路通行の妨げとなることもあります。

県では、屋外広告物法に基づいて山梨県屋外広告物条例を制定し、屋外広告物に関するルールを定めています。広告主のみなさんは以下のルールを守ってより良い広告物を作りましょう。

### ▶屋外広告物のルール

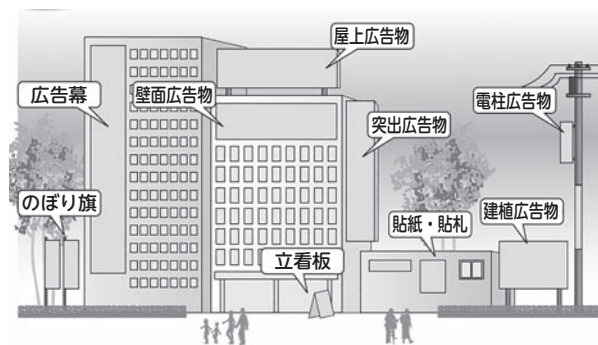
- ・種類や大きさなどにより許可申請が必要です
- ・設置できない場所や地域があります
- ・地域によっては色の明るさや鮮やかさに制限があります

- ・他人に依頼する場合、県の登録業者以外は設置できません

※詳細は県ホームページをご覧ください。

URL <https://www.pref.yamanashi.jp/kendosui/okugaikoukoku/okugaikoukoku/okugaikoukokusecchi.html>

### ▶屋外広告物の種類



## 9月10日～16日は自殺予防週間です

自殺予防週間は、自殺や精神疾患について正しく知ること、これらに対する偏見をなくし命の大切さを考え、自殺の危険を示すサインや危険に気づいた時ときの周囲の対応の仕方などについて、理解してもらうことを目的としています。

自殺にはこころの病気が深く関わっています。こころが追いつめられるきっかけは人それぞれです。自殺を考えている人には、次のようなサインが数多く見られます。サインを見逃さないようにすることが自殺を防ぐためには大切です。

### 自殺のサイン10か条(自殺予防の10か条)

- ①うつ病の症状が見られる
- ②原因不明の身体の不調が長引く
- ③酒量が増す
- ④安全や健康が保てない
- ⑤仕事の負担が増える、大きな失敗をする、職を失う

- ⑥職場や家庭でサポートが得られない
- ⑦本人にとって価値あるものを失う
- ⑧重症の身体の病気にかかる
- ⑨自殺を口にする
- ⑩自殺未遂におよぶ

### ▶こころの健康相談

一人で悩まないで、まずはご相談ください。健康増進課では毎月こころの健康相談会を実施しています。希望する人は事前に予約をしてください。

#### カウンセラー面談(要予約)

9月14日(月)、28日(月) 午後1時～5時

#### 保健師電話相談(予約不要)

9月4日(金) 午前9時～正午

→健康増進課 ☎274—8542

#### こころの健康相談統一ダイヤル

→☎0570—064—556